Ｒ８国道１３８号山中湖電線共同溝工事

特　記　仕　様　書

令和８年７月

国　土　交　通　省

関　東　地　方　整　備　局

甲　府　河　川　国　道　事　務　所

第１章 総　　則

第１条　　適　用

１.この特記仕様書は、関東地方整備局 土木工事共通仕様書(令和８年度版)（以下「共通仕様書」という。)でいう特記仕様書で、本工事の施工に適用する。

２.この工事の施工にあたっての一般的事項は、共通仕様書によるものとする。

３.この特記仕様書に添付されていない別紙様式等については以下URLよりダウンロードするものとする。

URL　https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000015.html

４.本工事における「条件明示」については、別紙－１「明示項目および明示事項」に記載のとおりとする。

第２条　　主任技術者等（契約書第１０条）

本工事の主任技術者又は監理技術者は、次に掲げる基準を満たす者を専任で配置することとする。

１.主任技術者は、１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のとおりである。

①１級建設機械施工技士の資格を有する者

②技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業農村工学」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「建設」、「農業－農業農村工学」又は「森林－森林土木」とするものに限る。））の資格を有する者

③これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

④本発注工事の工事種別に対応した登録基幹技能者講習修了証を有する者

２.監理技術者は、１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のとおりである。

①１級建設機械施工技士の資格を有する者

②技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業農村工学」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「建設」、「農業－農業農村工学」又は「森林－森林土木」とするものに限る。））の資格を有する者

③これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

第３条　　主任技術者等の専任期間

１.契約締結日の翌日から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の設置を要しない。

２.契約締結日の翌日から現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。

3．工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続後、後片付け等のみが残っている期間については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「完成通知書」等における日付）とする。

4．主任技術者又は監理技術者が技術研鑽のための研修、講習、試験等で短期間工事現場を離れる場合は、適切な施工ができる体制を確保したうえで、監督職員の承諾を得るものとする。

第４条　　専任特例２号の場合の監理技術者の配置

1．本工事において、建設業法第２６条第３項第二号の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「専任特例２号の場合の監理技術者」という。）の配置を行う場合は以下の①～⑧の要件を全て満たさなければならない。

① 建設業法第２６条第３項第二号による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。

② 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第２７条の規定に基づく技術検定種目は、専任特例２号の場合の監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。

③ 監理技術者補佐は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

④ 同一の専任特例２号の場合の監理技術者が配置できる工事は、本工事を含め同時に２件までとする。なお、専任特例１号の場合の監理技術者又は主任技術者を活用した工事と兼務することは出来ない。

（ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるものについては、これら複数の工事を一の工事とみなす。）

⑤ 専任特例２号の場合の監理技術者が兼務できる工事は山梨県内の工事でなければならない。

⑥ 専任特例２号の場合の監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。

⑦ 専任特例２号の場合の監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。

⑧ 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。

2．現場の安全管理体制について、平成７年４月２１日付基発第２６７号の２「元方事業者による建設現場安全管理指針」において、「統括安全衛生責任者の選任を要するときには、その事業場に専属の者とすること。」とされていることから、施工体制に留意すること。

3．本工事の監理技術者が専任特例２号の場合の監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事を予定している場合、以下の書類を提出すること。

① 監理技術者補佐の資格を有する書類（一級施工管理技士等の国家資格者の合格証の写しなど）

② 監理技術者補佐の直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する書類（監理技術者資格者証、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書又はこれらに準ずる資料（いずれも写し可））

③ 専任特例２号の場合の監理技術者が兼務する工事の箇所、内容を示す書類（ＣＯＲＩＮＳの写し）

4．本工事の監理技術者が専任特例２号の場合の監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事となった場合、第１項⑤～⑧について施工計画書へ記載し、提出すること。

5．本工事において、専任特例２号の場合の監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は、コリンズ（ＣＯＲＩＮＳ）への登録・修正を適切に行うこと。

第５条　　コリンズ（CORINS）への登録

1．工事カルテの作成、登録については、土木工事共通仕様書「1-1-1-7 コリンズ（CORINS）への登録」によるものとする。

2．受注者は、工事受注後又は施工中において当該工事に係る悪質で不誠実な行為(一括下請負等)が発覚し、指名停止の措置を受けた場合は、登録済みの工事カルテの取り下げを行うものとする。

3．技術者の従事期間は、工期をもって登録するものとする。（余裕期間を含まないことに留意するものとする。）

第６条　　コリンズ（CORINS）への位置情報の入力

土木工事共通仕様書 1-1-1-7 コリンズ（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、位置情報については以下のとおりとし、工事場所および座標（緯度、経度）を記載するものとする。なお、座標は、世界測地系（JGD2024）に準拠する。

起点　山梨県南都留郡山中湖村山中地先

緯度　３５°２４’４０”　経度　１３８°５１’４３”

終点　山梨県南都留郡山中湖村平野地先

緯度　３５°２４’３３”　経度　１３８°５１’４８”

第７条　　コリンズ（CORINS）への工事概要の入力

土木工事共通仕様書 1-1-1-7 コリンズ（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を受注時に作成するにあたり、工事概要について必須登録とし、記載例を参考にすること。

記載例）

本工事は、一般国道１３８号山梨県南都留郡山中湖村地内において、電線共同溝工事を施工するものである。

主な工種は電線共同溝工であり、管路工 370m、プレキャストボックス工（特殊部）10 個、プレキャストボックス工（小型特殊部）3 個、付帯設備工 1 式、仮設工 1 式を予定している。

第８条　　コリンズ（CORINS）への設計業務名及びテクリス番号の入力

土木工事共通仕様書 1-1-1-7 コリンズ（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、設計業務名およびテクリス番号を登録すること。設計業務名およびテクリス番号については以下のとおりとする。

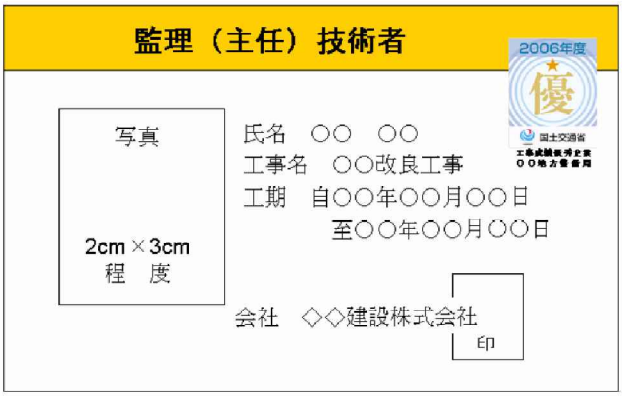
記載例）

コリンズへ登録する業務名およびテクリス番号

業務名	テクリス番号
Ｒ３甲府河川国道電線共同溝詳細設計他業務	4045880579

第９条　　施工体制台帳

工事成績優秀企業に認定され、認定有効期限内に、工事発注の契約を行った工事の監理技術者、主任技術者（工事成績優秀企業に認定された下請負を含む）は、工事成績優秀企業認定マークの使用や金色帯線（黄色もしくは橙色の帯線でも可）を名札上部に印刷することが出来るものとする。



注意１）用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。

注意２）所属会社の写真とする。

第１０条　　調査・試験に対する協力（低入札価格調査制度調査対象工事について）

１．契約担当官等が工事の中間において技術検査の必要を認めた場合は、速やかに監督職員の指示に従い、検査を受けなければならない。なお、検査は工事請負契約書及び共通仕様書に適用する条項に準じて行うものとする。

２．予算決算及び会計令第 85 条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、受注者は下記の調査に協力しなければならない。

①　受注者は、下請負者の協力を得て間接工事費等諸経費動向調査票(営繕工事 においては共通費実態調査票)の作成を行い、工事完了後、速やかに発注者に提出するものとする。

② 受注者は、提出された間接工事費等諸経費動向調査票(営繕工事においては共通費実態調査票)の費用の内訳についてヒアリング調査に応じるものとする。この場合において、受注者は下請負者についてもヒアリングに参加させるものとする。

③ 工事コスト調査（調査結果でも可）に係る資料は、下記のとおりとし、関東地方整備局又は甲府河川国道事務所のホームページにより公表する。

④ 低入札価格調査と工事コスト調査の結果に大きな乖離がある場合、又は、工事コスト調査資料の提出が無い場合には、工事成績評点を減点する場合がある。
なお、低入札価格調査対象工事については、工事コスト調査終了した後に、工事成績評点を通知する。
公表資料は以下のとおり。

別紙様式-0-1～0-10

資　料　名	内　　容
低価格理由とその詳細	当該工事が低価格で施工可能となる理由を示した資料
比較表－１	積算内訳書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表－２	積算内訳書に対する明細書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表－３	元請の手持ち資材の当初と実績の比較表
比較表－４	元請の資材購入先一覧の当初と実績の比較表
比較表－５	手持ち機械の当初と実績の比較表
比較表－６	労務者確保計画の当初と実績の比較表
比較表－７	工種別労務者配置計画の当初と実績の比較表
比較表－８	建設副産物の搬出の当初と実績の比較表
諸経費動向調査(工事費)	元請、下請の工事費内訳

第１１条　　低入札契約におけるモニターカメラの設置

本工事は、予算決算及び会計令第８５条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、工事の監督補助としてモニターカメラの設置を行う対象工事とする。
なお、モニターカメラの設置費用については、発注者の負担によるものとする。

第１２条　　不可視部分の出来形管理について

予算決算及び会計令第８５条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、以下に示す工種の不可視部分について、ビデオカメラを用いた出来形管理を行うこととし、撮影した映像については監督職員に提出するものとする。

・管路工（管路部）
・プレキャストボックス工（特殊部）

第１３条　　不具合等発生時の措置

受注者は、工事施工途中に工事目的物や工事材料等の不具合等が発生した場合、 又は公益通報者等から当該工事に関する情報が寄せられた場合には、その内容を監督職員に直ちに通知しなければならない。

第１４条　　工事書類の作成

１．工事書類の作成に当たっては、別に定める「土木工事電子書類作成マニュアル（令和８年３月）」に基づき実施するものとする。

２．工事書類の作成に当たっては、別に定める「土木工事電子書類スリム化ガイド（令和８年３月）」を参考に書類の電子化、受発注者間での作成書類の役割分担の明確化、書類の削減等に留意すること。

３．「工事関係電子書類一覧表」（**別紙様式－１**）により、工事着手前に「作成書類の役割分担」、「作成書類の位置付け」に関して「協議」するものとする。

また、「協議」の内容を変更する場合は、改めて、受発注者で協議を行うものとする。

４．電子により提出、提示した書類については、検査時その他の場合においても紙での提示、提出は行わないものとする。

第１５条　　設計図書の照査

発注者は、設計図書の照査の範囲を超える資料の作成については、監督職員の指示とし、その作成費用は、設計変更の対象とする。なお、設計変更の対象については、「工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和７年３月」によるものとする。

第１６条　　情報共有システムの活用

１．本工事は、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの活用対象工事である。なお、活用にあたっては「土木工事・業務の情報共有システム活用ガイドライン」（令和８年３月版）に基づき実施すること。

２．受注者は、本工事で使用する情報共有システムを選定し、使用する情報共有システムは次の要件を満たすものとする。

・工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件（Rev5.8）
令和８年３月版　国土交通省（国土技術政策総合研究所）

３．監督職員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者（以下「サービス提供者」という。）との契約は、受注者が行うものとする。また、利用開始日、必要なユーザーＩＤ数、ディスク容量等の仕様やワークフロー機能の対象者等については、監督職員の確認を得た上で決定すること。

４．受注者は、サービス提供者と次の内容を含めた契約を締結するものとする。

①　情報共有システムに関する障害を適正に処理、解決できる体制を整える旨

② サービス提供者が善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アクセス等により、情報漏洩、データ破壊、システム停止等があった場合、速やかに受注者に連絡を行い適正な処置を行う旨

③ ②の場合において、サービス提供者に重大な管理瑕疵があると監督職員若しくは受注者が判断した場合、又は復旧若しくは処理対応が不適切な場合には、受注者はサービス提供者と協議の上情報共有システムの利用を停止することができる旨

5．受注者は、監督職員等から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うためのアンケート等を求められた場合、協力しなければならない。

第１７条　「設計・施工技術連絡会議（三者会議）」の設置

本工事は、「設計・施工技術連絡会議（三者会議）」（以下、「三者会議」という。）の対象工事では無いが、受注者から「三者会議」の開催を要請した場合、明らかに会議開催の必要性が乏しいと判断される場合を除き、公共工事の品質確保及び円滑な事業執行を目的として、発注者、設計者、施工者（工事受注者）の三者が工事着手前等において一堂に会して、事業目的、設計思想・条件等の情報の共有及び施工上の課題、新たな技術提案に対する意見交換等を行う「三者会議」を開催するものとする。

受注者は、「三者会議」の開催を要請する場合、監督職員と協議するものとする。

「三者会議」の運用にあたっては、「設計・施工技術連絡会議（「三者会議」）運用方針」（https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html）によるものとする。

第１８条　設計審査会の設置

本工事は、発注者と受注者が一堂に会して、現場着手前（準備期間内）に工事工程クリティカルパスの共有及び工事工程の照合（クロスチェック）を実施し、併せて協議資料作成等の受発注者間の役割分担を明確にする場、また、設計変更手続きの透明性と公正性の向上及び迅速化のため、設計変更の妥当性の審議及び設計変更等に伴う工事中止等の判断等を行う場として開催する「設計審査会」（以下、「審査会」という。）の設置対象工事である。

「審査会」の運用にあたっては、「設計審査会設置運用方針」

（https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html）によるものとする。

第１９条　工事環境の改善

本工事の実施にあたっては、工事環境の改善に取り組むウィークリースタンスを考慮するものとする。

ウィークリースタンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ

https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html に掲載している工事環境改善実施要領に基づき、監督職員と確認・調整した内容について取り組むものとする。

第２０条　ワンデーレスポンス

1．この工事はワンデーレスポンス対象工事である。

・「ワンデーレスポンス」とは

受注者からの質問、協議等への回答は、基本的に「その日のうち」に指示、通知等行うよう対応する。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」に通知することである。

2．受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議をおこなうこと。

3．受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。

4．ワンデーレスポンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html に掲載しているワンデーレスポンス実施の手引き（令和５年１２月）に基づき、取り組むものとする。

5．効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合があるため、協力すること。

第２１条　　契約内容の変更手続きについて

本工事における契約内容の変更は、以下によるものとする。

1．本工事における設計変更や契約変更は書面に基づき行うことを徹底し、指示書・協議書があるもののみを契約変更の対象とする。

2．受注者は、工事期間中及び工事完成後において、監督職員から契約図書の規定に違反する等の不適切な指示を受けたと思料されるときは、当該監督職員を経由せずに、事務所長へ直接又は契約担当課長経由で書面により、その旨を報告することができる。

第２２条　　設計図書の変更

設計変更等については、契約書第 18 条から第 25 条及び共通仕様書共通編 1-1-1-17 から 1-1-1-19 に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和７年３月」によることとする。

第２３条　　スライド条項

工事請負契約書第２６条（スライド条項）については、物価水準の変動により請負代金が不適当となったと認められた時に、相手方に請負代金の変更を請求することができる条項となっている。

単品スライドについては、鋼材類・燃料油の他、コンクリート類、購入土などの主要工事材料も対象となるので、物価水準の変動により請負代金が不適当となった場合には、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

第２４条　　公共建設工事における分別解体等・再資源化等及び再生資源活用工事実施要領（土木）

1．再生資材の活用

受注者は、下記の資材の使用に際し、再生資材を利用するものとする。

資材名	規格	備考
再生クラッシャーラン	ＲＣ－４０	下層路盤、基礎材
再生アスファルト混合物	Ａｓ量４．５～６％再生粗粒	車道基層
	Ａｓ量５～７％再生密粒	車道表層
	Ａｓ量６～８％再生細粒	歩道表層

なお、使用に際し「舗装再生便覧」等を遵守するものとする。

２．特定建設資材の分別解体等の再資源化等

① 本工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律((平成 12 年法律第 104 号 最終改正令和４年６月 17 日法律 68 号)。以下「建設リサイクル法」という。)に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「８解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。ただし工事発注後に明らかになった事情により予定した条件により難い場合は監督職員と協議するものとする。

（１）分別解体等の方法

	工　程	作業内容	分別解体等の方法
工程ごとの作業内容及び解体方法	①仮設	仮設工事 □有　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 □有　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 □有　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 □有　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥その他（舗装版撤去工、雑工）	その他の工事 ■有　□無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用

（２）再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地
コンクリート殻（無筋） コンクリート殻（鉄筋）	土手影建設(株)富士河口湖ﾘｻｲｸﾙﾌﾟﾗﾝﾄ	山梨県南都留郡富士河口湖町小立 5065
アスファルト殻	桑原重機(株)資材リサイクルセンター	山梨県富士吉田市上吉田東 8-16-14

上記（2）については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、受注者の提示する施設と異なる場合でも設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項については、監督職員と協議の上、契約変更の対象とすることができる。

（3）受入時間

（株）土手影建設富士河口湖ﾘｻｲｸﾙﾌﾟﾗﾝﾄ　：　８時００分～１７時００分

桑原重機(株)資材リサイクルセンター　：　８時００分～１７時００分

② 受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。なお、書面は「建設リサイクルガイドライン(平成14年5月)」に定めた様式1〔再生資源利用計画書(実施書)〕及び様式2〔再生資源利用促進計画書(実施書)〕を兼ねるものとする。

・再資源化等が完了した年月日

・再資源化等をした施設の名称及び所在地

・再資源化等に要した費用

3．その他

工事発注後に明らかになった事情により予定していた条件により難い場合は、監督職員と協議するものとする。

第２５条　　建設リサイクル法第11条通知の徹底

受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年5月31日法律第104号）第11条に基づく、都道府県知事に対する通知を行った旨の書面を監督職員より受領した後に、工事着手（建設リサイクル法第10条第1項に規定する工事着手をいう。）するものとする。なお、これによりがたい場合は監督職員と協議の上決定するものとする。

第２６条　　コンクリート副産物から再生された資源について

1．コンクリート副産物から再生された資材を利用する場合には、「コンクリート副産物の再生利用に関する用途別品質基準」によるものとする。

2．受注者は、コンクリート副産物から再生された資材の利用を希望する場合は、工事着手時にその適用の有無を監督職員と協議するものとする。

3．受注者は、工場が発行する再生骨材コンクリートの配合計画書及び納入書を整備および管理し、監督職員または検査職員からの請求があった場合は速やかに提示しなければならない。

4．受注者は、再生骨材コンクリートの品質を確かめるための検査をJIS A 5022（再生骨材Mを用いたコンクリート）、JIS A 5023（再生骨材Lを用いたコンクリート）により実施しなければならない。また、再生骨材Mを用いたプレキャストコンクリート製品の検査については、JIS A 5365（プレストキャストコンクリート製品－検査方法通則）により実施しなければならない。なお、生産者等に検査のため試験を代行させる場合は受注者がその試験に臨場しなければならない。

５．再生骨材コンクリートの配合については、「土木工事共通仕様書第１編３－３－３　配合」に従うものとする。

第２７条　　工事完成図

本工事は、道路工事完成図等作成要領（第２版）（国土技術政策総合研究所資料、平成 20 年 12 月）に基づく電子納品の対象工事である。

https://www.nilim-cdrw.jp/dl_std.html

第２８条　　施工管理

１．本工事の施工管理は、関東地方整備局土木工事施工管理基準及び規格値(令和８年度版)によるものとする。なお、この管理基準により難い場合及び基準、規格値が定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。

２．本工事の写真管理は、関東地方整備局土木工事写真管理基準（令和８年度版）によるものとする。なお、「撮影項目」、「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合は、監督職員の指示により追加、削減するものとする。

３．本工事の施工管理における適用工種毎の基準類は、ＩＣＴ活用工事実施要領(令和８年３月改定)の関連要領等一覧

（ＵＲＬ「https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html」）によるものとする。

第２９条　　デジタル工事写真の小黒板情報電子化について

デジタル工事写真の小黒板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黒板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。工事では、以下の１．から４．の全てを実施することとする。

１．対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黒板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以降、「使用機器」と称する）については、関東地方整備局土木工事写真管理基準（令和８年度版）（以下、写真管理基準）「2-2 撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」（URL「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」）に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例を以下に示す。

【使用機器の事例】

デジタル工事写真の小黒板情報電子化対応ソフトウェア，（一社）施工管理ソフトウェア産業協会，<https://www.jcomsia.org/kokuban>.

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。

2．デジタル工事写真における小黒板情報の電子的記入

受注者は、同条１．の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黒板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黒板情報の電子的記入を行う項目は、写真管理基準「2-2 撮影方法」による。

ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

3．小黒板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、写真管理基準及びデジタル写真管理情報基準（以下、デジタル写真管理情報基準）に準ずるが、同条２．に示す小黒板情報の電子的記入については、写真管理基準「2-5 写真編集等」及びデジタル写真管理情報基準「6.写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。

4．小黒板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、同条２．に示す小黒板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黒板情報電子化写真」と称する。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者は改ざん検知機能（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黒板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

また、下記のチェックツールを使用して信憑性確認を行い、結果を出力したものでもよい。

【チェックツールの事例】

信憑性チェックツール（一社）施工管理ソフトウェア産業協会

<https://www.jcomsia.org/kokuban>.

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。なお、デジタル工事写真の小黒板情報電子化を実施しない工事写真がある場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得ること。

第３０条　　ＩＣＴ活用工事（土工）について

1．ＩＣＴ活用工事

本工事は、国土交通省が提唱する i-Construction に基づき、ＩＣＴ施工技術の全面的活用を図るため、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について３次元データを活用するＩＣＴ活用工事である。

2．定義

① i-Construction とは、ＩＣＴ施工技術の全面的な活用、規格の標準化、施工時期の平準化等の施策を建設現場に導入することによって、建設現場のプロセス全体の最適化を図る取り組みであり、その実現に向けてＩＣＴ施工技術を活用した工事（ＩＣＴ活用工事）を実施するものとする。

② ＩＣＴ活用工事とは、施工プロセスの以下段階において、ＩＣＴを全面的に活用する工事である。また、本工事では、施工プロセスの以下(1)～(5)の全ての段階でＩＣＴ施工技術を活用することをＩＣＴ活用工事とする。

但し、現場条件により、ＩＣＴ建設機械による施工が困難又は非効率となる場合は監督職員と協議の上、従来型建設機械による施工を実施してもＩＣＴ活用工事とする。

対象は、土工を含む工事とする。

(1) ３次元起工測量

(2) ３次元設計データ作成

(3) ＩＣＴ建設機械による施工

(4) ３次元出来形管理等の施工管理

(5) ３次元データの納品

3．受注者は、特記仕様書に指定された土工以外の工種にＩＣＴ施工技術の活用を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに監督職員へ提案・協議を行い、協議が整った場合に以下４～８によりＩＣＴ施工技術の活用を行うことができる。

4．原則、本工事においては上記(1)～(5)の全ての段階でＩＣＴ施工技術を活用することとし、土工について施工範囲の全てで適用するが、具体的な工事内容及び数量・対象範囲を明示し、監督職員と協議するものとする。なお、土工以外の工種に関するＩＣＴ施工技術の活用を提案・協議した場合は、土工と共に実施内容等について施工計画書に記載するものとする。

5．ＩＣＴ施工技術を用い、以下の施工を実施する。

① ３次元起工測量

受注者は、工事着手前の現場の状況を確認するとともに、設計データの作成に必要な起工測量を実施するものとし、面的な計測により効率的な確認ができる場合には、以下(1)～(4)から選択（複数選択可）して測量を行うものとする。

ただし、前工事または設計段階での３次元データが活用できる場合や管理断面及び変化点の計測による測量により効率的な確認ができる場合においては、監督職員と協議の上、管理断面及び変化点の計測による測量を実施してもＩＣＴ活用工事とする。

(1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量

(2) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量

(3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量

(4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量

② ３次元設計データ作成

受注者は、５．①で得られた測量データと、発注者が貸与する発注図データを用いて、ＩＣＴ建設機械による施工、及び３次元出来形管理を行うための３次元設計データを作成する。

③ ＩＣＴ建設機械による施工

５．②で作成した３次元設計データを用い、以下に示すＩＣＴ建設機械により、施工を実施する。位置・標高をリアルタイムに取得するに当たっては、国土地理院の電子基準点のほか、国土地理院に登録された民間等電子基準点を活用することができる。

なお、位置情報サービス事業者が提供する位置情報サービスの利用においては、当該サービスが国家座標に準拠し、かつ、作業規程の準則（令和７年３月３１日 国土交通省告示第２４０号）付録１測量機器検定基準２－６の性能における検定基準を満たすこと。

(1)　３次元ＭＣまたは３次元ＭＧ建設機械※

※ＭＣとは「マシンコントロール」、ＭＧとは「マシンガイダンス」の略称である。

建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分に基づき建設機械の作業装置を自動制御する３次元マシンコントロール技術または、建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分を表示し、建設機械の作業装置を誘導する３次元マシンガイダンス技術を用いて、河川・海岸・砂防・道路土工の敷均し、掘削、法面整形を実施する。

但し、現場条件により、③ＩＣＴ建設機械による施工が困難又は非効率となる場合は監督職員と協議の上、従来型建設機械による施工を実施してよいものとし、その場合もＩＣＴ活用工事とするが、丁張設置等には積極的に３次元設計データ等を活用するものとする。

④　３次元出来形管理等の施工管理

５．③による工事の施工管理において、以下のとおり、出来形管理及び品質管理を行うものとする。なお、従来手法との二重管理は行わない。

(1)　出来形管理

出来形管理にあたっては、標準的に出来形管理の計測範囲において、１m間隔以下（１点/㎡以上）の点密度が確保できる出来形計測を行い、３次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し、出来形の良否を面的に判定する管理手法（面管理）とし、以下1）～4）から選択（複数以上可）して実施するものとする。

また、土工における出来形管理にあたっては、以下1）～4）を原則とするが、現場条件等により以下5）～9）の出来形管理を選択して面管理を実施してもよい。

1）空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理

2）地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理

3）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

4）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

5）ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理

6）ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理

7）ＲＴＫ－ＧＮＳＳを用いた出来形管理

8）施工履歴データを用いた出来形管理

9）地上写真測量を用いた出来形管理

また、出来形管理のタイミングが複数回にわたることにより一度の計測面積が限定される等、面管理が非効率になる場合及び降雪・積雪等により面管理が実施できない場合は、監

督職員との協議の上、管理断面及び変化点の計測による出来形管理を選択してもＩＣＴ活用工事とする。

(2) 品質管理

品質管理にあたっては、受注者は、河川・海岸・砂防・道路土工の品質管理（締固め度）について、「ＴＳ・ＧＮＳＳを用いた盛土の締固め管理要領」により実施する。砂置換法又はＲＩ計法との併用による二重管理は実施しないものとする。

なお、本施工着手前及び盛土材料の土質が変わるごと、また、路体と路床のように品質管理基準が異なる場合に試験施工を行い、本施工で採用する締固め回数を設定すること。

土質が頻繁に変わりその都度試験施工を行うことが非効率である等、管理要領等による管理そのものがなじまない場合は、監督職員と協議の上、ＴＳ・ＧＮＳＳを用いた締固め回数管理を適用しなくてもよいものとする。

⑤ ３次元データの納品

５．①②④により作成した３次元データを工事完成図書として電子納品する。

３次元データの納品形式は、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」によるものとする。

６．上記５．①～④の施工を実施するために使用するＩＣＴ機器類は、受注者が調達すること。また、施工に必要な施工用データは、受注者が作成するものとする。使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。

発注者は、３次元設計データの作成に必要となる詳細設計において作成したＣＡＤデータを受注者に貸与する。また、ＩＣＴ施工技術の活用を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に受注者に貸与するものとする。

７．土木工事施工管理基準（案）に基づく出来形管理が行われていない箇所で、出来形測量により形状が計測出来る場合は、出来形数量は出来形測量に基づき算出した結果とする。

８．本特記仕様書に疑義が生じた場合または記載のない事項については、監督職員と協議するものとする。

第３１条　ＩＣＴ活用工事における適用（用語の定義）について

１．図面

図面とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更または追加された設計図、工事完成図、３次元モデルを復元可能なデータ（以下「３次元データ」という。）等をいう。

なお、設計図書に基づき監督職員が受注者に指示した図面及び受注者が提出し、監督職員が書面により承諾した図面を含むものとする。

第３２条　　ＩＣＴ活用工事の費用について

１．ＩＣＴ施工技術を活用する項目については、以下の積算要領に基づき費用を計上しているが、「３次元起工測量・３次元設計データの作成費用」及び「３次元出来形管理・３次元データ納品の費用、外注経費等の費用」については、当初は計上していない。

・ＩＣＴ活用工事積算要領

・ＩＣＴ活用工事（砂防土工）積算要領

・ＩＣＴ活用工事（河床等掘削）積算要領

実施した場合は、以下の①②により設計変更の対象とし、費用を計上する。

① ３次元起工測量・３次元設計データの作成費用

３次元起工測量・３次元設計データの作成（修正含む）を実施した場合は、受注者は発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとし、発注者は、費用の妥当性を確認した上で設計変更の対象とする。

なお、受注者から見積の提出がない場合は、「３次元起工測量・３次元設計データの作成費用」は計上しないものとする。

② ３次元出来形管理・３次元データ納品の費用、外注経費等の費用

出来形管理の計測範囲において、１m間隔以下（１点/㎡以上）の点密度が確保できる出来形計測を行い、３次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し、出来形の良否を面的に判定する管理手法（面管理）を実施し、３次元データ納品を行った場合の費用の計上方法については、受注者より提出された見積により費用の妥当性を確認することとし、官積による算出方法については、共通仮設費率、現場管理費率に以下の補正係数を乗じるものとする。

・共通仮設費率補正係数：1.2

・現場管理費率補正係数：1.1

上記費用の対象となる出来形管理は、以下の 1)～4)とし、それ以外の出来形管理の費用は、共通仮設費率及び現場管理費率に含まれるため、別途計上は行わない。

1)　空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理

2)　地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理

3)　無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

4)　地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

受注者が、契約後施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに、土工以外の工種に関するＩＣＴ活用について監督職員へ提案・協議を行う。また、土工についてもＩＣＴ活用に関する具体的な工事内容・数量及び対象範囲を明示し、協議がなされ、それぞれの協議が整った場合、ＩＣＴ活用の実施に関わる項目については、各段階を設計変更の対象とする。

２．　施工合理化調査を実施する場合はこれに協力すること。

第３３条　　ＩＣＴ活用工事の活用効果等に関する調査

ＩＣＴ活用工事を行った施工者は、活用目的等の把握のための「ＩＣＴ活用工事の活用効果等に関する調査」の対象であり、別途監督職員より指示される調査票に基づき実施するものとする。

施工者は、工事完了後直ちに調査票を監督職員へ提出・確認後、発注者が指示するメールアドレスまで調査票を電子メールにより提出すること。また調査票の聞き取り調査等を実施する場合はこれに協力するものとする。

調査費用については当初は計上していないため、設計変更の対象とする。

第３４条　　BIM/CIM 適用工事について

本工事は、BIM/CIM 適用工事（発注者指定型）である。

少なくとも以下に示す義務項目について、BIM/CIM を適用する。さらに、発注者が示す課や効率化等を求める内容を踏まえ、BIM/CIM 取扱要領「附属資料１　推奨項目一覧」や過去の取組事例等を参考にして、受発注者で実施内容や納品方法について協議し決定する。

受注者が希望する場合、発注者が示す活用内容以外の活用内容を提案することができる。

BIM/CIM 適用工事に要する費用については、当初は計上していない。３次元モデルを作成または加工する場合は、受発注者間の協議に基づき、設計変更を行うものとする。

活用内容	活用内容の詳細
〔義務項目〕	
施工計画の検討補助	詳細設計等で作成された３次元モデルを閲覧し、施工計画を検討する際の参考にする。
２次元図面の理解補助	詳細設計等で作成された３次元モデルを閲覧し、２次元図面を理解する際の参考にする。
現場作業員への説明	詳細設計で作成された３次元モデルを用いて、現場作業員等に工事の完成イメージ等を説明し、現場作業員等の理解促進を図る。
〔推奨項目〕	
重ね合わせによる確認	３次元モデルに複数の情報を重ね合わせて表示することにより、位置関係にずれ、干渉等がないか等を確認する。 （例）本工事では、既設埋設物と計画管路の位置を確認する。
〔３次元モデル作成の目安〕	
詳細度	２００～３００程度※1 ※１　構造形式がわかるモデル～主構造の計上がわかるモデル
属性情報	３次元形状データが何を表すかを識別する情報をオブジェクトごとに属性情報として設定する（BIM/CIM 取扱要領「付属資料３　オブジェクト分類」を参照）

１．BIM/CIM 実施計画書の作成

受発注者において、BIM/CIM の実施内容や、納品方法等を協議し決定した結果を「BIM/CIM 実施計画書」として整理し、提出する。内容に変更が生じた場合は、受発注者間で協議し、BIM/CIM 実施（変更）計画書を作成する。

また、作成した BIM/CIM 実施計画書（変更含む）に基づき、本工事を実施する。

① 工事概要

② 整理すべき課題

③ BIM/CIM の実施内容（３次元モデルの活用内容、期待する効果等)

④ ３次元モデルの作成仕様（作成範囲、詳細度、属性情報、別業務等で作成された３次元モデルの仕様等)

⑤ ３次元モデル作成に用いるソフトウェア、オリジナルデータの種類

⑥ ３次元モデル閲覧、データ共有ができるソフトウェアの種類、成果物の納品ファイル形式

⑦ ３次元モデルの作成担当者

⑧ ３次元モデルの作成・活用に要する費用

２．BIM/CIM 実施報告書の作成

BIM/CIM 実施計画書に基づき実施した内容について、BIM/CIM 実施報告書を作成する。以下の内容を BIM/CIM 実施計画書に追記して作成する。

① 後段階への引継事項（データかつ用事の留意点、更なる検討が必要な内容、２次元図面との整合等)

② 省人化の効果（前段階から引き継いだデータの活用により省人化した効果、３次元での検討により省人化した効果等)

３．成果の納品

以下の内容を納品する。様式については別添資料を参照すること。

① BIM/CIM 実施計画書・見積書（変更含む）

② BIM/CIM 実施報告書（３次元モデル作成引継書シート、３次元モデル照査時チェックシートを含む)

③ 作成した３次元モデル（オリジナルデータ、標準的なデータ形式（J-LandXML 形式、IFC 形式）、統合モデル、動画等）

４．貸与資料

本工事に関連する以下の業務等において作成した３次元モデルのデータを貸与することができる。

・Ｒ３甲府河川国道電線共同溝詳細設計他業務

５．その他

最新の情報は BIM/CIM ポータルサイト

（https://www.nilim.go.jp/lab/qbg/bimcim/bimcimindex.html）で提供されているので、適宜参照すること。

第３５条　　現場環境改善（快適トイレの設置）

１．内 容

受注者は、現場に以下の①～⑪の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。⑫～⑰については、満たしていればより快適に使用出来ると思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

① 洋式（洋風）便器

② 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）

③ 臭い逆流防止機能

④ 容易に開かない施錠機能

⑤ 照明設備

⑥ 衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重を５ｋ以上とする）

【付属品として備えるもの】

⑦ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示

⑧ 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫

⑨ サニタリーボックス（女性用トイレに必ず設置）

⑩ 鏡と手洗器

⑪ 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

⑫ 室内寸法 900×900mm 以上（面積ではない）

⑬ 擬音装置（機能を含む）

⑭ 着替え台

⑮ 臭気対策機能の多重化

⑯ 室内温度の調整が可能な設備

⑰小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）

２．快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記１の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。

【快適トイレに求める機能】①～⑥及び【付属品として備えるもの】⑦～⑪の費用については、従来品相当を差し引いた後、57,000 円/基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量は、現場毎に必要性を協議の上、決定する。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、積算上限額を超える費用については、現場環境改善費(率)を想定しており、別途計上は行わない。

３．快適トイレの「質の向上」に要する費用

快適トイレの「質の向上」として、積算上限額を超える費用について現場環境改善費（率）を充当することができる。現場環境改善費（率）の充当を希望する場合は、上記

２．の協議時に見積書を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとする。

なお、現場環境改善費（率）を充当することにより、特記仕様書に明示されたその他の費目の実施が困難な場合には、実施費目数の変更を合わせて協議することとする。

４．その他

快適トイレの手配が困難の場合は、監督職員と協議の上、本条項の対象外とする。

第３６条　　工事中の安全確保

１．工事の施工にあたっては、関東地方整備局長が定める「重点的安全対策」について留意し、工事事故の防止を図らなければならない。

なお、令和８年度における重点的安全対策項目は以下の７項目である。

Ⅰ．架空線等上空施設の損傷事故防止

Ⅱ．建設機械等の稼働に関連した人身事故防止

Ⅲ．資機材等の下敷きによる人身事故防止

Ⅳ．足場・法面等からの墜落事故防止

Ⅴ．地下埋設物の損傷事故防止

Ⅵ．第三者の負傷・第三者車両等に対する損害

Ⅶ．事故防止

２．受注者は、工事に従事する就業制限業務及び作業主任者を選任する業務における資格者のうち、資格取得後一定期間経過した資格者に対し、次に掲げる再教育の受講が推進されるよう努めるものとする。

①　労働安全衛生法第 19 条の２に基づく足場組立等作業主任者等に対する能力向上教育

②　労働安全衛生法第 60 条の２に基づく車両系建設機械運転従事者、移動式クレーン運転士、玉掛業務従事者等に対する危険有害業務従事者教育

③　厚生労働省通達に基づくドラグ・ショベル運転業務従事者等に対する危険再認識教育

３．工事の施工にあたっては、工事等の時期、工事等の方法の概要 及び 工事等を行なう場合における道路交通に対する措置について、「道路工事保安施設設置基準（令和６年２月）」に基づき監督職員へ確認を行うものとする。

４．工事中看板、工事情報看板及び工事説明看板の記載内容及び設置箇所については、監督職員の承諾を得るものとする。

５．工事期間中に配置する交通誘導警備員は、以下のとおり計上するものとする。ただし、交通管理者等との協議条件など社会的要件、現地精査に基づき配置人員の変更が必要になった場合は、監督職員と協議するものとする。

作業区分	交通誘導警備員	備考
昼間作業	378 人（うち有資格誘導員　189 人）	
合計	378 人（うち有資格誘導員　189 人）	

６．非破壊の地下埋設物探査、試掘及び埋設物の防護

当工事について、設計段階での非破壊の地下埋設物探査を実施している。

工事に先立ち、地下埋設物が輻輳し設計精度に影響を及ぼす可能性のある箇所及び舗装版破砕工の施工にあたり、地下埋設物に影響を与える箇所等について埋設物の管理者等と協議し、必要と判断された場合は、当工事において、試掘を実施するものとする。
なお、試掘の実施について監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。
また、現場条件等により埋設物の防護が必要な場合には、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

第３７条　　熱中症対策に資する現場管理費の補正

１．本工事は、夏季における真夏日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に掛かる経費に関して「熱中症対策に資する現場管理費の補正」を行う試行工事である。

２．真夏日の考え方は下記のとおりである。

① 真夏日の定義

日最高気温が 30℃以上の日を指す。

ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が 30℃以上の場合とする。

② 試行にあたっての真夏日の計上の考え方

下記(1)～(3)のいずれかに該当する場合、真夏日として計上する。

(1)　環境省が公表している暑さ指数（WBGT）が日最高 25℃以上の場合。

施工現場から最寄りの環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）が 25℃以上となる日を、真夏日とみなす。

(2)　気象庁が公表している地上気象観測所の日最高気温が 30℃以上の場合。

施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温が 30℃以上の日を真夏日とする。

(3)　夜間工事については、作業時間帯の最高気温が 30℃以上の場合。

施工現場から最寄りの観測地点における作業時間帯の最高気温が 30℃以上、又は暑さ指数（WBGT）が 25℃以上の場合を真夏日とする。

なお、休工日においては、上記に該当した場合でも真夏日としない。

上記(1)～(3)によりがたい場合は、監督職員と協議すること。

③ 工期

工事着手から工事完成日までの期間を指す。なお、年末年始６日間、夏季休暇３日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

④ 基準日

受発注者協議により、「基準日」を定めるものとする。「基準日」は工事着手日を基本とする。

当該「基準日」より工期末までの期間のうち、真夏日にあたる日数を算出する。なお、夏季休暇３日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、現場休工日は含まないものとする。

⑤ 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

・真夏日率 ＝ 基準日から工期末までの真夏日 ÷ 工期

⑥ 現場管理費の補正

現場管理費の補正は、工期中の日最高気温の状況に応じて補正値を算出し、 現場管理費率に加算する。なお、補正は変更契約において行うものとする。

・補正値（%） ＝ 真夏日率 × 補正係数※

※ 真夏日補正係数：１．２

第３８条　　安全管理推進技術者等認定について

１．概要

関東地方整備局（港湾・空港部・営繕部関係を除く）が発注した工事（以下、「直轄工事」という）において、無事故で完成させた技術者に対して、「安全管理推進技術者」（以下、「認定技術者」という）として認定する。

２．認定条件

対象とする技術者は、以下の条件によって認定する。

・直轄工事において、無事故にて完成させた「安全管理担当者」として、施工期間中、全ての工事（準備工を除く）に従事した者。なお、「安全管理担当者」とは、施工体制上、受注者が配置する「統括安全衛生責任者」、「元方安全衛生管理者」、「ずい道等救護技術管理者」、「店社安全衛生管理者」、「工事現場責任者」として安全管理に従事した者で、現場代理人または、主任（監理）技術者が兼務した場合も認定するものとする。

・直轄工事にて、認定技術者として過去５回認定された者については、「優秀安全管理推進技術者」（以下、「優秀認定技術者」という）として認定する。

３．認定技術者の認証

・認定技術者及び優秀認定技術者に認定された者については、「安全管理推進技術者認定ロゴマーク」（以下、「認定ロゴマーク」という）を「企業の名刺」、「ヘルメット貼付」等に使用（印刷、シール）することができる。

・紛失等による認定書の再発行は行わない。

・「認定ロゴマーク」については、当該地方整備局管内で行う直轄工事のみに使用でき、それに要する費用は、当該企業が負担するものとする。

４．認定技術者の認証期間

認定技術者へ授与した認証については、その使用期間に制限を設けないものとする。

５．不適切事項への措置による認証の取り扱い

認定技術者が関係する工事にて、粗雑工事等の発覚より、関東地方整備局から措置（指名停止、文書注意、口頭注意）を受けた場合であっても、過去の認証の取り消しは行わない。ただし、工事完成後、安全管理に関して不適切な事象が発覚した場合、または、不正による認定取得が確認された場合については、認定を取り消す。

第３９条　　交通誘導警備員の資格

交通誘導警備員については、資格者（警備業法第23条に規定する都・県公　安委員会の行う１級又は２級検定に合格した者）１名以上を充て、他は経験１年以上の者を配置すること。

なお、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

第４０条　　路上工事の縮減等

受注者は、路上工事による交通への影響の緩和を図るため、施工方法・規制時間帯・施工日数の短縮等の検討を行い、監督職員に提出するとともに工事完了時に実施結果を提出するものとし、路上工事の縮減等に努めるものとする。

第４１条　　交通規制日数の報告

現道上での(改築・維持修繕)工事等により交通規制を実施した場合には、月毎に実交通規制日数を監督職員へ提出するものとする。

第４２条　　環境対策(特定調達品目)

受注者は、本工事の資材、建設機械の使用にあたっては、必要とされる強度や耐久性、機能の確保等に留意しつつ、環境物品等の調達の推進に関する基本方針に定められた国土交通省の特定調達品目(以下、「特定調達品目」という)の使用を積極的に推進するものとする。設計図書に定めがあるものについて、特定調達品目への変更が可能である場合は、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。ただし、東日本大震災の影響により、特定調達品目の使用が困難な場合には、監督職員と協議するものとする。

受注者は、特定調達品目の調達実績の集計を行い、工期が令和８年度以降に及ぶものは、監督職員の指示する日までに、電子データにより監督職員に提出するものとする。集計の方法については、監督職員より指示する。

第４３条　　環境対策(建設機械の使用)

受注者は、本工事において「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」(昭和 62 年 3 月 30 日建設省経機第 58 号)に基づき、低騒音型建設機械の使用原則を図られた場合は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」に基づき指定された低騒音型建設機械を使用するものとする。

第４４条　　舗装版切断時に発生する濁水の適正な処理

舗装版切断作業に伴い、切断機械から発生する排水については、排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。回収された排水については、地方公共団体の取扱規則等に基づき適正に処理しなければならない。

なお、舗装版切断時に発生する濁水の運搬・処理費用については当初見込んでいないが、建設資材廃棄物に該当するため、適正な処理方法について選定し監督職員と協議すること。

なお、濁水の運搬・処理費用等、必要と認められる経費についても契約変更の対象とする。

「適正に処理」するとは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者（請負業者）が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報（成分性状等）を処理業者に提供することが必要である。

なお、受注者は、排水の処理に係る産業廃棄物管理票（マニフェスト）について、監督職員から請求があった場合は提示しなければならない。

第４５条　　交通安全管理

１．工事現場管理

受注者は、工事の施工にあたっては、次の事項を遵守するものとする。

① 積載重量制限を超えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。

② さし枠装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。

③ 過積載車輌、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等過積載を助長することのないようにすること。

④ 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行った場合、さし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。

⑤ 建設発生土の処理及び骨材の購入等にあたって、下請事業者及び骨材納入業　　者の利益を不当に害することのないようにすること。

⑥ 以上のことにつき、下請業者にも十分指導すること。

第４６条　　工事現場の現場環境改善

１．現場環境改善として実施する内容は、下記のとおりとするが、現場条件等により実施が困難になった場合には、監督職員と協議するものとする。

① 仮設備関係

作業負荷の低減を実施するものとする。

② 営繕関係

現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む）を実施するものとする。

③ 安全関係

工事標識・証明等安全施設の充実を実施するものとする。

④ 地域連携

現場景観向上（美装化・デザイン看板等）を実施するものとする。

２．現場環境改善については具体的な内容、実施時期について施工計画書に含め提出するものとする。

３．主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策については、工事契約後、監督 職員と協議するものとし、現場環境改善費（率計上）の１００％を上限として設計変更の対象とする。

第４７条　　工期

１.工期は、雨天、休日等１３４日を見込み、契約の翌日から令和１０年２月２１日までとする。なお、休日には、日曜日、祝日、年末年始及び夏季休暇の他、作業期間内の全ての土曜日を含んでいる。

工期には、施工に必要な実日数（実働日数）以外に以下の事項を見込んでいる。

準備期間	90 日
後片付け期間	20 日
休率（実働工期日数に休日と悪天候により作業が出来ない日数を見込むための係数 実働日数×係数） ※雨休率　山梨県　猛暑日補正有り （令和８年度工事）	0.71
夏期工事抑制期間	7 月中旬～8 月中旬
年末年始工事抑制期間	12 月下旬～１月上旬
年度末工事抑制期間	3 月

※雨休率を算出した際の日換算した年間の作業不能日は以下の通りである。（当該工事の作業不能日ではない。）

イ）１日の降雨・降雪量が１０㎜/日以上の日：２２日間

ロ）８時から１７時までの WBGT 値が３１以上の時間を足し合わせた日数：４日間

（少数第１位を四捨五入（整数止め）し、日数換算した日数）

過去５か年（2021 年～2025 年）の気象庁（甲府観測所）及環境省（甲府地点）のデータより年間平均発生日数を算出（雨休率を算出した際の日換算した年間の作業不能日）

※工事発注後に工事抑制期間に変更が生じた場合は、監督職員より指示するものとする。

2．本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間と実工事期間を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事着手期限までの間で、受注者は工事の始期を任意に設定できる。なお、受注者は契約を締結するまでの間に、（**別紙様式－２**）により、工事の始期を通知すること。

余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

工期：工事の始期から４７７日間

（ただし令和８年１１月２日（工事着手期限）までに工事を開始すること）

※契約締結後において、工期の始期の変更が生じた場合は、監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。なお、低入札価格調査等により、上記の工事着手期限以降に契約締結となった場合には、余裕期間を設定することはできず、工事着手期限から４７７日間で工事を完了させること。

3．著しい悪天候や気象状況より工程（官積算）で見込んでいる「天候等による作業不能日」以上に作業を休止せざるを得なかった場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

4．後片付け期間に検査に要する各種電子データの作成を行うことを想定しているが、更なる期間が必要な場合は、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

第４８条　　工事工程クリティカルパスの共有

受注者は、現場着手前（準備期間内）に設計図書等を踏まえた工事工程表（クリティカルパスを含む）を作成し、監督職員と共有すること。工程に影響する事項がある場合は、その事項の処理対応者（「発注者」又は「受注者」）を明確にすること。

施工中に工事工程表のクリティカルパスに変更が生じた場合は、適切に受発注者間で共有することとし、工程の変更理由が以下の１～５に示すような受注者の責によらない場合は、工期の延長が可能となる場合があるので協議すること。

１．受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合

２．著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が工程（官積算）で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合

３．工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合

４．資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合

５．その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

第４９条　　工事工程表の開示の試行工事

１.本工事は、工期設定の根拠とした工事に必要な関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続きなどの進捗状況を踏まえた工事工程表を開示するとともに、設計審査会等において工事工程クリティカルパスの共有や発注者が作成する工程と受注者が作成する工事工程の工事工程の照合（クロスチェック）を行うことにより、適切な工期設定の取組を行う「工事工程表の開示の試行工事」である。

２.工事契約後、設計審査会等において、前条 「工事工程クリティカルパスの共有」により作成した工事工程表を確認し、受注者・発注者間でクリティカルパスの共有を行うものとする。

３.設計審査会等において、発注者が開示した工事工程表（**別紙－２**）との照合（クロスチェック）を実施し、必要に応じて工期延伸の判断について審査を行うなど、適正な工事工程の確保に努めるものとする。

４.本試行に関するアンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。

第５０条　　悪天候等により工期変更が必要となる場合の協議を簡素化する試行

１.本試行は、週休２日制適用工事の試行対象工事を対象とする。

２.受注者は、著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生し、工期内に工事を完成することが困難な場合はその理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

著しい悪天候とは、当該工事の工期月の雨休率が、直近５カ年における工期月の雨休率の平均値を超える場合をいう。

工期月とは、工事着手日から工事完成予定日までの期間のうちの、工期の延長変更請求時までにかかる月（ただし、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は除く）をいう。

なお、本工事の降雨降雪日は、山中湖観測所（気象庁のデータ）における１日の降雨・降雪量が 10mm 以上/日の日を想定している。

３．本試行のアンケート調査を行う場合は、これに協力すること。

第５１条　　施工時期及び施工時間の変更

１．本工事おける道路使用許可の時間帯は下記のとおり予定する。

路線名	道路使用許可時間帯（昼間作業）
国道 138 号	9：00～16：00

ただし、上記時間帯に変更があった場合は、監督職員と協議するものとする。

２．本工事は、下記に示す工種について時間的制約がかかる工事である。下記により難い場合は監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

① 対象工種：全工種

② 時間的制約条件：道路使用許可時間帯

③ 制約をうける作業時間：9：00～16：00

④ 補正割増係数

時間的制約状況の程度	作業時間/日	補正割増係数
時間的制約を著しく受ける場合	４時間/日を超え ７時間/日以下	1.14

第５２条　　新技術の活用「新技術の定義」

１．本工事は、新技術活用の促進を図ることを目的とした、新技術活用工事である。

２．新技術の定義

新技術活用の原則化における新技術の定義は以下による。

①　技術の成立性が技術を開発した民間事業者等により実験等の方法で確認されている技術

②　公共工事等において実用段階に達している技術

③　当該技術の適用範囲において従来技術に比べて活用の効果が同程度以上の技術又は同程度以上と見込まれる技術

④　実用段階に達していない技術又は要素技術など研究開発段階にある技術であって国により導入促進を図る技術

３．対象とする新技術

新技術活用の原則義務化の対象とする新技術は以下のとおりとする。

①　新技術情報提供システム（NETIS）登録技術

URL　https://www.netis.mlit.go.jp

②　NETIS のテーマ設定型の技術比較表に掲載されている技術

③　新技術導入促進（Ⅱ）型により活用する技術

④　新技術のニーズ・シーズマッチングにより現場実証し、従来技術と同等以上と確認できた技術

対象とする技術は、NETIS「マッチング」に掲載された技術のうち、「普及促進技術」に該当するものとする。

なお、NETIS 掲載期間終了技術は対象外とする。

第５３条　　新技術の活用（施工者選定型）

1.本工事は、施工者が原則１技術以上の新技術を選択したうえで活用を図る新技術活用工事である。

2.本工事において、前条　新技術の活用「新技術の定義」３．対象とする新技術に示す①～④の技術が選定されていない場合、受注者は施工に先立ち、当該工事内容について十分把握の上、新技術を原則一つ以上選定し、監督職員の承諾を得た上で活用するものとし、活用する新技術の名称及び内容等を施工計画書に記載するものとする。活用する新技術が NETIS 登録技術の場合は新技術活用計画書も提出するものとする。

3.受注者は、選定した新技術が前条　新技術の活用「新技術の定義」３．対象とする新技術に示す①～④のいずれの新技術であるか確認できるよう、施工計画書に記載する。

4.当該技術については、設計図書等で定められた事項に係る部分でない場合は、設計変更の対象としない。

5.受注者は、試行現場照会中の技術を活用する場合において当該技術の施工にあたり NETIS 申請者が実施する「試行調査」に協力するものとする。なお、試行調査に係る費用は NETIS 申請者が負担する。

6.試行現場照会中の技術を活用する場合、当該工事の実施箇所において標準的に使用される技術の施工費相当額を超える費用については、試行調査に係る費用とみなし、NETIS 申請者の負担とする。

7.受注者は、活用する新技術が情報種別記号「－ＶＥ」以外の NETIS 登録技術の場合は、当該技術の施工にあたり「活用効果調査」を行うものとする。「活用効果調査」は、「新技術情報提供システム(NETIS)」より作成し、監督職員に提出するものとする。

8.受注者は、本工事によって知り得た当該技術に係わる情報は、監督職員の許可なく公表してはならない。

第５４条　　建設現場における遠隔臨場の実施（発注者指定型）

1.建設現場における遠隔臨場の実施

「建設現場における遠隔臨場の実施」は、受注者における「段階確認に伴う手待ち時間の削減や確認書類の簡素化」や発注者（監督員）における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）と Web 会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」の遠隔臨場を行うものとする。

なお、遠隔臨場の実施にあたっては「建設現場における遠隔臨場に関する実施要領（案）R5.3」を参考に実施するものとする。

URL　https://www.mlit.go.jp/tec/content/001594449.pdf

2.遠隔臨場を適用する工種、確認項目

現場での適用・不適用については、受発注者間にて協議の上、適用する工種・確認項目を選定することとする。

3.実施内容

① 段階確認・材料確認、立会での確認

(1) 受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により取得した映像及び音声をWeb 会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」を行うものとする。

(2) 確認実施者が現場技術員の場合、現場技術員は使用するPCにて遠隔臨場の映像（実施状況）を画面キャプチャ等で記録し、情報共有システム（ASP）等に登録して保管する。（従来の立会資料の管理と同様とする。）

② 動画撮影

動画撮影は、撮影者の安全を確保するため、撮影者が移動の際に横転等が考えられるいわゆる「歩きスマホ」（カメラを手に持って歩きながら撮影）での撮影はしないこと。

動画撮影は、静止して撮影又は撮影者のヘルメットや胸ポケットに付ける等の安全に配慮するものとする。

③ 機器の準備

遠隔臨場に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）やWeb会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員等と協議し決定するものとする。

なお、配信に利用するシステムは、「パッケージ化したシステム」、「情報共有システム（ASP）」、「Web会議システム（teams、zoom等）」等、何れのシステムを利用してよい。

④ 遠隔臨場を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で協議を行うものとする。対応方法に関しては、確認箇所を画像・映像で記録したものをメール等の代替手段で共有し、監督職員等は机上確認することも可能とする。

なお、本項目は受発注者間で協議し、別日の現場臨場に変更することを妨げるものではない。

⑤ フォローアップ調査

工事完了時に（**別紙様式-３**）を監督職員へ提出するものとする。

また、遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示によるものとする。

⑥ 費用

遠隔臨場にかかる費用については、工事実施に必要な施工管理費として、全必要額を技術管理費に積み上げ計上し、設計変更するものとする。

なお、機器の手配は基本的にリースとし、その賃料を計上するものとするが、やむを得ず購入せざるを得ない機器がある場合は、その購入費に、機器の耐用年数に対する使用期間（日単位）割合を乗じた分を計上するものとする。また、受注者が所持する機器を使用する場合も、基本的には同様の考え方とするものとする。

⑦ 不正行為

遠隔臨場において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準　令和7年12月12日（国不建第121号）」等に従い、監督処分を実施する場合がある。

第５５条　　建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施

１．建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施

「遠隔臨場を活用した工事検査」は、受注者における「工事検査に伴う移動時間の削減や工事関係書類の簡素化」や発注者（監督職員・検査職員）における「現場実地（現場臨場）の削減による効率的な時間の活用」等を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360度カメラ等）と Web 会議システム等を介して工事実施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査項目を遠隔で行うものである。なお、遠隔臨場による工事検査は、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』の内容に従い実施する。

２．遠隔臨場を活用した工事検査の対象

遠隔臨場を活用した工事検査は、完成検査、中間技術検査、既済部分検査、完済部分検査における、工事実施状況、出来形、品質、出来ばえの各検査項目を対象とし、以下の表に示す。また、全ての検査を対象とするが、現場条件や、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』「7.3 検査項目の適応性」を踏まえ、従来方法（対面書類検査、現場実地検査）を選択することも可能である。

凡例 ○：遠隔臨場による工事検査の対象

	工事実施状況	出来形		品質		出来ばえ	
	書類	書類	実施	書類	実施	書類	実施
完成検査	○	○	○	○	○	○	○
中間技術検査	○	○	○	○	○	○	○
既済部分検査	○	○	○	○	○	○	○
完済部分検査	○	○	○	○	○	○	○

３．遠隔臨場を活用した工事検査を適用する検査項目

現場条件により遠隔臨場による工事検査の適応性が一致しない場合も想定されることから、検査項目での適用・不適用については、監督職員が検査職員と調整・決定し、受注者に遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目を連絡する。遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目については、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』「7.3 検査項目の適応性」を踏まえ判断する。

４．実施内容

① 技術検査、工事検査での実施

受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360度カメラ等）により取得した映像及び音声を Web 会議システム等を介して工事実施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査を実施するものである。